

# 一般社団法人沖縄やんばるDMO 会員規程

令和8年5月1日制定

規程第8号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄やんばるDMO（以下「当法人」という。）の定款第11条から第13条の規定に基づき、会員の入退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

2 なお、個人の会員（寄付会員）並びに協賛金及び寄付金の取扱いについては、別に定める「協賛金及び寄付金に関する規程」によるものとする。

(会員の資格及び入会基準)

第2条 当法人の活動に賛同する地方公共団体、企業及び団体は、所定の入会申込書を提出し、代表理事の承認を得て会員になることができる。

2 会員は、当法人の定款及び本規程を遵守し、当法人の目的達成に必要な義務を負う。

3 当法人への入会基準は次の通りとする。

一 沖縄やんばるDMOの設立趣旨に賛同し、協働して観光振興に取り組む意思があること。

二 暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ、これらと非難されるべき関係を有しないこと。また、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や業務妨害等の不当な行為を行わないこと。

三 その他、会員としてふさわしいと認められること。

4 本規程に基づく会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員ではなく、社員総会における議決権その他の社員の権利（残余財産分配請求権等を含む。）を有しない。

## 第2章 応募資格

(支援区分・会費及び特典等)

第3条 会員の支援区分、会費の額、並びに会員の特典に関する詳細は、代表理事が別に定める会員募集要項によるものとする。募集要項の制定・改廃は代表理事が行い、次回理事会に報告するものとする。

- 2 会員は、前項の要項に定める会費等を所定の期日までに納入しなければならない。納入された会費等は、当法人の事業活動全般に充てるものであり、特定の役務提供の対価ではない。
- 3 当法人が会員に対して行う情報提供・勉強会の開催・ウェブサイトへの掲載等は、当法人の広報・普及活動の一環として行うものであり、会費に対する個別の対価として位置づけるものではない。

### 第3章 会員の義務

(変更の届出)

第4条 会員は、その名称、代表者、所在地、連絡先等に変更が生じたときは、速やかに当法人所定の変更届を提出しなければならない。

- 2 前項の届出を行わなかったことにより、会員が当法人からの通知等を受領できなかった場合であっても、当法人はその責を負わない。

(会員名簿及び情報の公開)

第5条 当法人は、会員の名称、所在地等を記載した会員名簿を作成し、管理する。

- 2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、当法人のウェブサイト・プレスリリース・刊行物等において会員として紹介することがある。ただし、公開にあたっては、入会申込書において事前に同意を得た範囲内で行うものとし、公表前に当該会員への確認の機会を提供するものとする。
- 3 会員に関する個人情報（代表者・担当者の氏名・連絡先等）の取扱いは、個人情報の保護に関する法律及び当法人が別に定める個人情報保護方針に従うものとする。

### 第4章 退会及び除名

(退会・退会勧告及び除名)

第6条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。退会の効力は、当法人が退会届を受理した日の属する月の末日をもって生じるものとする。

- 2 代表理事は、会費等を納期までに納入しない会員に対し、速やかに書面による勧告を行い、理事会に報告しなければならない。
- 3 前項の勧告後、60日以内に会費等が納入されない場合は、理事会の決議により除名手続に移行することができる。
- 4 滞納会費には、納期翌日から支払完了日まで、年3パーセントの割合による遅延損害金が発生するものとする。
- 5 会員が定款第13条第2項各号又は規程第2条第3項第2号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- 6 前項による除名の決定を行う場合は、当該会員に対し、除名事由を記載した書面を送付し、弁明の機会（書面または口頭）を付与してから理事会で決定するものとする。
- 7 除名の決定に不服がある元会員は、決定通知の受領日から30日以内に、書面により当法人に異議を申し出ることができる。当法人は、当該申し出に対し誠実に対応するものとする。

## 第5章 その他

（抛出金品の不返還）

第7条 既納の会費、協賛金及び寄付金等の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。ただし、当法人の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

## 附則

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 令和8年1月に運用を開始した会員募集に係る取扱いについては、本規程の定めに基づいて処理したものとみなす。